

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	7	事業名	液状化対策事業 (対策工事)	事業番号	D-19-2
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	8,632,635 (千円)	全体事業費		8,632,635 (千円)	
事業概要					
<p>D-19-1 で実施している液状化対策事業計画の策定が完了した地区から随時、実施設計及び対策工事を行う。特に住宅被害の多い 5 地区 (鰐川・堀割 1,2 丁目地区、堀割 3 丁目地区、豊田・昭田地区、深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区) 377ha について、先行して行う。</p> <p>&lt;申請の経過&gt;</p> <p>第 4 回申請： 液状化対策事業計画の策定中ではあったが、上記 5 地区のうち 2 地区 (鰐川・堀割 1,2 丁目地区 90ha 及び堀割 3 丁目地区 20ha) 計 110ha の一部 40ha について、概算事業費 (2,645,000 千円) をもって交付申請し、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 カ年事業として採択。</p> <p>第 7 回申請： 上記 2 地区については、液状化検討委員会で対策工法を地下水位低下工法で行うことに決定し、液状化対策が有効と判断された区域 55ha について、事業要件である 3 分の 2 以上の住民同意を得て液状化対策事業計画を策定。事業範囲が 40ha から 55ha に拡大したことに伴う工事延長等の増加に加え、実証実験の結果から、当初予定していた工事手法では施行不可能な箇所について、工事手法の変更が生じたため、事業費の変更を行う。また、事業範囲の拡大に伴い、事業予定期間も当初計画の 2 カ年から 3 カ年へと延長するため、事業計画を変更。</p> <p>第 10 回申請： 工事の進捗に伴い、施工箇所の土質・地下埋設物・施工時の障害物について、設計段階では把握できなかった状況が判明し、設計の変更・追加を行う必要が生じた。</p> <p>第 14 回申請： 工事の進捗に伴う工事期間の延長。</p> <p>第 16 回申請： 第 14 回申請にて工事期間を延長したことから工事費等の増額が生じたため、事業費の変更を行う。また、『市街地液状化対策推進ガイドンス』に従いモニタリング調査を実施することから、事業期間を 4 カ年から 6 カ年へと延長するため、事業計画を変更。</p> <p>第 21 回申請： 工事の進捗に伴う工事期間の延長。</p> <p><b>第 27 回申請：完了事業につき、全体事業費を減額修正。</b></p> <p>○神栖市震災復興計画 P.25 No.7「液状化被害の調査」</p> <p>市道及び公共施設をはじめ、市内の土地について、液状化調査を実施します。</p> <p>また、甚大な液状化被害が発生した土地などについては、その用途の見直しについても検討していきます。</p>					
当面の事業概要					
<p>○鰐川・堀割 1,2 丁目地区、堀割 3 丁目地区</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt; 実施設計、建物補償調査等</p> <p>&lt;平成 26 年度～平成 28 年度&gt; 暗渠管布設による地下水低下工法の工事実施</p> <p>&lt;平成 28 年度～平成 31 年度&gt; 対策工事が終了した工区から順次地下水を低下させモニタリング調査を実施</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>市内の広範囲で土地の液状化が発生し、震災当初 6 路線の道路が通行止めとなり、現在でも波打ち、ゆがんだ路線が数多く残っている。同様に県の浄水場が破損したため市内全域が断水となり、全復旧まで約 2 ヶ月の期間を要した。上水道同様、下水道管も各地域で破損し、仮復旧による使用可能までに約 3 ヶ月かかった。その他の各公共施設の損傷のほか、不等沈下・噴砂等による、宅地等の被害も甚大で、建物被害約 5,656 棟のうち、約 1,736 棟に液状化被害が確認された (H23.12.15 現在在り災証明判定結果より)。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>市道の被害状況については、液状化地区を中心に 397 路線、延長 62 キロメートルが災害認定を受けており、早急な復旧工事が望まれている状況である。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	